

「児童通所支援事業」 の利用申請に必要な書類等について

(令和8年10月1日から)

令和8年10月1日から、「児童通所支援事業」の利用申請時において、対象となる児童であることを判断するにあたり、以下の書類等の提示又は提出が必要になります。

申請時に対象であるか確認するために必要な書類

以下の書類等のいずれか1つ

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②特別児童扶養手当、自立支援医療（精神通院医療）、小児慢性特定疾病医療を受給していることがわかるもの
- ③医師の診断書等
「診断名（疑い含む）」又は「支援が必要な理由」及び「児童通所支援の必要性」を記載したもの
- ④幼稚園・小学校・中学校における特別支援学級の在籍又は通級指導教室の通級証明書

※ ①又は②をお持ちの児童は、③又は④の提出は必要ありません。申請の際、障害者手帳等を提示して下さい。（更新の場合、更新後の支給決定日時点で有効な手帳等に限りします。）

【医師の診断書等の取り扱いについて】

1. 診断書等には「診断名（疑い含む）」又は「支援が必要な理由」及び「児童通所支援の必要性」等の記載が必要となります。
2. 診断書等は本市が定める様式を使用してください。様式については、本市ホームページからダウンロード可能です。（本市が定める様式にある事項が記載されている場合は、医療機関の様式も可とします。）
3. 診断書等の作成について、事前にかかりつけ医にご相談ください。また、医療機関の受診等について、徳島県ホームページに掲載されている「発達障がい児者のための医療機関リスト」をご活用ください。
4. 診断書等の作成料は申請者の自己負担となります。
5. 診断書等の有効期間について、新規申請の場合は申請日から6カ月以内、更新申請の場合は更新後の支給決定日から6カ月以内となります。
6. 更新の場合、診断書等の提出は3年毎になります。

【特別支援学級に在籍又は通級指導教室に通級している場合の取り扱いについて】

1. 在籍証明書は学校等に提出して記載してもらってください。
2. 在籍証明書は本市が定める様式をご使用ください。様式については、本市ホームページからダウンロード可能です。
3. 在籍証明書の提出は1年毎になります。

【各種様式について】

医師の診断書等又は在籍証明書については、下記サイトからダウンロードしてください。
(本市HP) トップページ＞健康・福祉＞障害者の福祉＞障害者・児童への支援



「児童通所支援事業」の利用の仕方

～サービスの申請から利用まで～

お子さまが児童通所支援の対象
となるか確認

通所する事業所、相談支援事業
所を決める

利用申請

障害児支援利用計画案の作成を
依頼・提出

聴き取り調査

※お子さまと一緒に来てください

受給者証の発行・到着
(支給決定)

サービスの利用
モニタリング

(1) お子さまが①～④を取得していることが必要です。

(2) 通所する事業所を見学・体験し、支援の内容や空き状況を確認します。
また、障害児支援利用計画案を作成する障害児相談支援事業所を事前に決めます。(相談支援事業所の一覧は、徳島市ホームページに掲載しています)

(3) 徳島市役所障害福祉課の窓口(南館1階⑫番)で利用申請し、聴き取り調査の予約をします。
※申請時に、①～④を提示又は提出してください。

※以下(4)～(5)については、順序は問いません。

(4) 相談支援事業所に利用計画案の作成を依頼します。
作成された利用計画案を障害福祉課に提出します。

(5) 心身の状況等について、障害福祉課の調査員による聴き取り調査を受けます。

(6) (3)～(5)の手続き完了後、障害福祉課が交付する受給者証がお手元に届いたら、通所する事業所と利用契約を結びます。

(7) サービスの利用を開始します。
モニタリング期間ごとに相談支援事業所がサービスの利用状況等を検証し、必要に応じて利用計画の見直しを行います。